

2011年3月29日

都道府県社会福祉士会
会長 各位

社団法人日本社会福祉士会
会長 山村 睦

「東北地方太平洋沖地震」における貴会会員の登録について（依頼）

東北地方太平洋沖地震について、本会は3月17日に「被災地支援のための当面の方針について」にて、被災地支援担当者の配置、現地対策本部の設置、ならびに社会福祉士の活用に関する国へ支援の申し入れを行ったことをご連絡させていただきました。その中で、現地への人材派遣に向けた準備として、各都道府県にて支援活動に従事可能な会員の予備的リストの作成等を着手いただくようお願いしております。

3月20日、21日に本会の副会長と事務局員からなる先遣隊が、宮城県、岩手県、福島県の社会福祉士会を訪問し、本会の支援の方針について県社士会及び県と打合せを行いました。また、宮城県及び岩手県には本会から協力申入文書を提出しています。基本的に支援の柱は次の2つとしています。

1. 被災地における支援

被災地エリアの地域包括支援センターの相談機能の支援を行う

2. 移転先（移住先）における支援

行政との連携のもと被災者の移転先の社会福祉士会が生活相談支援を行う

被災地での活動に従事する会員を募集し、リストを作成いただく際の様式を、別添のとおり作成しましたのでご連絡させていただきます。予備的リストにて登録された会員を中心に、「被災地支援活動の内容」の周知ならびに派遣リストの送付について、ご協力いただけますようお願いいたします。

なお、詳細は派遣地により変更となるため、募集時にお伝えさせていただきます。

記

1 送付書類について

(1) 社会福祉士ボランティア登録者リスト（別紙1）

会員から送付される（2）の登録フォームをまとめ、都道府県士会で作成し、日本社会福祉士会に送付ください。

(2) 社会福祉士ボランティア被災地活動者登録フォーム（別紙2）

都道府県士会より会員に案内し、都道府県士会で受け付け、別紙1とともに本会に送付ください。

(3) 災害支援活動日誌（活動拠点保存用）（別紙3）

会の派遣者が、活動拠点ごとに、毎日記録頂く様式です。（現地にてファイル）

(4) 災害支援活動報告書兼請求書（日本社会福祉士会提出用）（別紙4）

会の派遣者が、活動終了後に記入し、本会に提出頂く様式です。

2 リスト送付の1次期日

第1次期日：2011年4月11日（月）（※以降も募集を継続する予定です）

(1) 活動内容

被災地における地域包括支援センター支援等

(2) 活動地

東北地方関東沖地震で被災し、社会福祉士会災害対策本部が設立された都道府県（宮城県、岩手県等を想定中）。活動打診時に調整させていただきます。

(3) 活動日程と期間

- ・ 4月11日（月）以降、6月30日（木）（第1次期日、以後も継続予定）までの日程をご記入ください。
（※現地の状況により、活動日のご希望に添えない場合もあります。）
- ・ 1週間程度（最低3日間以上）
（活動の開始時、終了時に引継があるため、最低3日間、終日活動可能な日程をご登録ください。（遠方の場合は移動日を含めないでください）

(4) 活動者について

現地の活動要請のある条件と合致する方（現地で求められる業務経験がある方、日程が合う方等）、現地入りルートが安定している方、複数回活動可能な方、等を優先して、活動者の調整をさせていただく予定です。
なお、活動者は相談援助の経験があることが必要です。

(5) 被災地への交通手段

派遣打診時に、現地入りが可能な交通手段をご案内させていただきます。

(6) 費用負担について（原則）

費用や準備物等に関する原則的な考え方は以下のとおりです。

①本会にて負担する費用・用意するもの	②個人にて用意する費用・用意するもの
<p>「被災地滞在に関する費用、事項等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地における宿泊場所 （※派遣者が宿泊できる屋内の宿泊スペースを確保します。寝袋等は持参をお願いします） ・ 被災地における滞在費 ：活動日1日あたり3000円 （※食事等の手配は活動者自身で行ってください） ・ 被災地災害対策本部（拠点）から活動場所への交通手段 ・ 活動に関する保険 （ボランティア保険に団体加入） ・ 被災地で必要な備品等 	<p>「被災地外における諸経費、事項等」</p> <p>「自身の保険、身の回りにかかる事項等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅から被災地災害対策本部（拠点）への交通費・食費 ・ 被災地滞在中の生活用品 （衣類（防寒具等）、寝袋、長靴、薬、その他） ・ その他、当該活動地域にて必要なもの （活動地確定時にお知らせします）

※②について、都道府県士会によって、会員に派遣支援を行っているところもありますので、ご所属の都道府県士会にお問い合わせください。

(7) 出発前の確認事項

3月28日時点の出発時の確認事項（基本的持参物、留意事項等）をまとめました。

※地域により条件が異なります。

●基本的持参物について

- 活動関係資料（現地アクセス・連絡先等：活動決定時に送付します）
- ザック
- 寝袋
- 防寒具
- マスク（防塵用）
- 筆記用具
- 滞在時の食料・水
- 保険証
- 懐中電灯
- 携帯用ラジオ
- 着替え
- 常備薬、眼鏡・コンタクトレンズ、生理用品等
- 携帯電話・電池式充電器等
- 清拭用タオル、水のいらないシャンプー等（活動期間中入浴は困難な場合があります）
- 現金（活動地への往復旅費等）

●確認事項について

- 派遣地へのアクセスが確実に確保できていること
- 気力、体力は充実していること
(疲労が蓄積していないか、治療中の病気・けががある場合、活動に影響はないか)

(8) その他

①活動開始の時期について

4月1日より、先行的に現地での相談援助活動を開始します。

4月分より、順次派遣調整を開始させていただく予定です。

（活動開始日2日前までをめぐに、頂いたご連絡先に個別にご連絡させていただきます）

詳細は、個別調整時にFAX、メール等でご連絡させていただきます。

会員活動の流れ【現在の整理】

- ①日本社会福祉士会（以下「日本社士会」）より都道府県社会福祉士会（以下「都道府県士会」）に、活動者リスト作成を依頼する。
- ②都道府県士会より、会員に登録依頼、様式を送付する。
- ③会員より都道府県士会に、登録フォームを送付する。
- ④都道府県士会では、会員の登録フォームとリストを日本社士会に送付する。
- ⑤被災地の災害対策本部からの活動要請依頼を受け、コーディネーターは条件に合致する登録会員より順に活動打診を行う。
（場所、日程、業務内容、アクセス等を伝える。打診は概ね派遣2～3日前までに行う予定）
- ⑥会員は、コーディネーターに活動打診に回答する。（活動可能、活動不可能）
- ⑦コーディネーターより会員に、必要に応じて、現地活動に必要な情報を送付する（メールもしくはFAX）。
（派遣依頼文書、現地対策本部のアクセス地図、連絡先など）
※会員への伝達事項は、現地対策本部、都道府県士会等にもメール送付する。
- ⑧会員は被災地の活動地へ移動、前任者の引継を受け、活動に従事する。
- ⑨活動終了後、会員は次の担当者に引継ぎを行い、報告書フォームに記入（別紙）、現地に提出して、活動を終了する。

※⑤～⑦の「コーディネーター」は、当面は日本社会福祉士会が担います。